

# 千葉市建設工事等入札契約関係情報の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）に係る入札契約関係情報の公表に関し、必要な事項を定める。

(公表の範囲及び内容)

第2条 公表する範囲及び内容は、次に掲げる事項とする。

ただし、第5号から第8号については、落札者を決定した建設工事等に限るものとし、第11号については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号に該当し、又は公表時点で発注見通しのたっていない建設工事を除くものとする。

また、第4号及び第13号から第15号までについては、別に定めるところにより公表を行うものとする。

- (1) 競争入札参加資格及び入札参加資格者名簿
- (2) 建設工事業種別総合点数
- (3) 有資格者の等級の格付基準及び等級別発注制限基準
- (4) 予定価格及び最低制限価格又は低入札価格調査基準価格の消費税及び地方消費税を除いた額
- (5) 入札（見積）経過及び結果
- (6) 指名競争入札の指名業者及び指名理由
- (7) 一般競争入札に係る参加申請者の名称、不適格とした者の名称及び理由
- (8) 低入札価格調査の経過及び結果
- (9) 契約内容（随意契約の理由並びに契約金額の変更を伴う変更契約の内容及び理由を含む。）
- (10) 指名停止措置の対象者の名称及び内容
- (11) 建設工事等の発注予定
- (12) 業者別受注状況
- (13) 千葉市入札適正化・苦情検討委員会の議事録又は議事要旨
- (14) 入札及び契約に関する苦情処理結果
- (15) 入札契約事務に関する規程及び要綱等

(公表の方法等)

第3条 公表は、前条各号の事項につき、別表に定めるところにより、千葉市財政局資産経営部契約課ホームページにおける公表、ちば電子調達システム「入札情報サービス」における公表又は契約課における閲覧により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約課における閲覧により公表する事項については、市政情報室における公表を妨げないものとする。
- 3 契約課における閲覧用書類については、原則として閲覧場所以外への持出しは禁止する。

附 則

この要領は、昭和57年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年11月1日から施行する。ただし、第2条第3号の改正規定は、平成10年11月1日以降に執行したものから適用する。

附 則

この要領は、平成11年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に発注する工事について適用し、同日前に発注する工事については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成15年度予算にて執行する契約に適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は平成18年10月16日から施行する。
- 2 この要領による改正後の入札契約関係情報の公表に関する事務取扱要領第2条第1号に規定する事項の公表方法については、この要領の施行の日以降に発注される電子入札により執行する建設工事等について適用し、それ以外の建設工事等については、なお従前の例による。

3 この要領による改正後の入札契約関係情報の公表に関する事務取扱要領第2条第4号及び第8号に規定する事項の公表方法については、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事等について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、この要領による改正後の様式は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名通知書を交付する建設工事等について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事等については、なお従前の例による。

## 別表

様式	様式名	公表期間	公表方法
様式 1-1	千葉市建設工事入札参加資格者名簿	資格を決定した日から入札参加資格者名簿の有効期間終了日まで	HP P P I
様式 1-2	千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿		
様式 2-1	発注状況－情報一覧	発注日から開札日まで	
様式 2-2	発注状況－個別詳細情報 (制限付一般競争入札)		
様式 2-3	発注状況－個別詳細情報 (指名競争入札・僅少随契)		
様式 2-4	入札結果－情報一覧	落札者又は契約の相手方を決定した日から翌年度終了日まで	
様式 2-5	入札結果－個別詳細情報		
様式 2-6	契約結果－情報一覧	契約日から翌年度終了日まで	
様式 2-7	契約結果－個別詳細情報		
様式 2-8	入札調書	落札者又は契約の相手方を決定した日から翌々年度終了日まで	
様式 2-9	入札調書		
様式 2-10	見積調書		
様式 3-1	案件表	発注日から翌々年度終了日まで	
様式 3-2	指名業者選定理由書	落札者を決定した日から翌々年度終了日まで	
別に定める	参加資格適格者審査調書 低入札価格調査の結果について		
様式 4-1	随意契約について	当該契約締結後から翌々年度終了日まで	
様式 4-2	設計変更について		
様式 5	指名停止措置について	指名停止措置を決定した日から翌々年度終了日まで	
様式 6-1	発注予定－建設工事情報一覧	当該発注年度の早い時期から当該年度終了日まで	HP
様式 6-2	大規模工事発注予定表 (3億円以上)		
様式 7	業者別受注状況一覧表	当該年度終了日から翌々年度終了日まで	

## 備考

- 1 「HP」は千葉市財政局資産経営部契約課ホームページにおける公表を表す。
- 2 「PPI」はちば電子調達システムの「入札情報サービス」における公表を表す。
- 3 「閲覧」は契約課における閲覧を表す。なお、公表期間については、各公表期間欄に定める期間内における、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
- 4 「参加資格適格者審査調書」の様式は、千葉市一般競争入札実施要領において定める。
- 5 「低入札価格調査の結果について」の様式は、千葉市建設工事低入札価格取扱要領及び千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領において定める。
- 6 「発注予定－建設工事情報一覧」（様式6－1号）及び「大規模工事発注予定表（3億円以上）」（様式第6－2号）の公表については、少なくとも毎年度1回、見直しを行い、公表事項に変更が生じた場合には、変更内容を公表するものとする。
- 7 「業者別受注状況一覧表」（様式第7号）の公表については、年度の四半期ごとに当該四半期終了までの状況を随時公表するものとする。